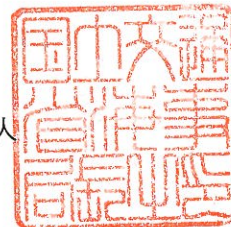




国海査第369号の2
平成24年12月4日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 横田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



型式承認試験基準の一部改正について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり一部改正することとしましたので、ご連絡いたします。

なお、本型式承認試験基準の一部改正は、平成25年1月1日から適用されます。

記

1. 平成22年2月17日付け国海査第472号中「救命胴衣(膨脹式、大人用)の型式承認試験基準」、「救命胴衣(膨脹式、小児用及び幼児用)の型式承認試験基準」、「救命胴衣(固型式、大人用)の型式承認試験基準」、「救命胴衣(固型式、小児用及び幼児用)の型式承認試験基準」、「イマーションスーツの型式承認試験基準」、「耐暴露服の型式承認試験基準」及び「救命胴衣灯の型式承認試験基準」を別紙1から別紙6まで及び別紙11のとおり改めます。
2. 平成20年6月26日付け国海査第129号中「室内灯の型式承認試験基準」、「自己点火灯の型式承認試験基準」、「自己発煙信号の型式承認試験基準」及び「発煙浮信号の型式承認試験基準」を別紙7、別紙9、別紙10及び別紙12のとおり改めます。
3. 平成10年12月22日付け海査第586号中「保温具の型式承認試験基準」を別紙8のとおり改めます。
4. 平成11年6月17日付け海査第281号中「探照灯の型式承認試験基準」を別紙13のとおり改めます。
5. 平成17年3月28日付け国海査第523号中「船舶発生油等焼却設備の要件及び承認試験基準」を別紙14のとおり改めます。



救命設備及び船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準一部改正について

国際海事機関(IMO)の第 89 回海上安全委員会(MSC89)において、「救命設備の試験に関する勧告」(MSC.81(70))について、新たな試験項目の追加、規定される ISO 規格番号等の制定・改正年の整理及び錯誤の是正等に伴う一部改正が決議 MSC.323(89)として採択されました。

また、第 64 回海洋環境保護委員会(MEPC64)において、現行の船舶発生油等焼却設備の性能基準(MEPC.76(40))により最大容量が 1500kW に制限されているところ、最大容量を 4000kW まで拡大する旨のサーキュラー(MEPC.1/Circ.793)が発出されました。

これらを受け、救命胴衣(膨脹式、大人用)、救命胴衣(膨脹式、子供用及び幼児用)、救命胴衣(固型式、大人用)、救命胴衣(固型式、子供用及び幼児用)、イマーシオン・スーツ、耐暴露服、室内灯、保温具、自己点火灯、自己発煙信号、救命胴衣灯、発煙浮信号、探照灯及び船舶発生油等焼却設備の型式承認試験基準について、平成 22 年 2 月 17 日付け国海査第 472 号「型式承認試験基準の廃止及び制定について」において規定する「救命胴衣(膨脹式、大人用)の型式承認試験基準」、「救命胴衣(膨脹式、小児用及び幼児用)の型式承認試験基準」、「救命胴衣(固型式、大人用)の型式承認試験基準」、「救命胴衣(固型式、小児用及び幼児用)の型式承認試験基準」、「イマーシオン・スーツの型式承認試験基準」、「耐暴露服の型式承認試験基準」、「救命胴衣灯の型式承認試験基準」、平成 20 年 6 月 26 日付け国海査第 129 号「型式承認試験基準の廃止及び制定について」において規定する「室内灯の型式承認試験基準」、「自己点火灯の型式承認試験基準」、「自己発煙信号の型式承認試験基準」、「発煙浮信号の型式承認試験基準」、平成 10 年 12 月 22 日付け海査第 586 号「型式承認試験基準の廃止及び制定について」において規定する「保温具の型式承認試験基準」、平成 11 年 6 月 17 日付け海査第 281 号「型式承認試験基準の制定について」において規定する「探照灯の型式承認試験基準」及び平成 17 年 3 月 28 日付け国海査第 523 号「型式承認試験基準の制定について」において規定する「船舶発生油等焼却設備の要件及び承認試験基準」を別紙 1 から別紙 14 までのとおり改めます。